

23	都市整備局	高齢社会に備える住宅の整備促進事業
事業概要	<p>急速な高齢化の進展に対応するため、都では高齢者の居住の安定確保について、サービス付き高齢者向け住宅や東京シニア円滑入居賃貸住宅の登録を促進するとともに、区市町村と連携しながら、東京都サービス付き高齢者向け住宅や東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進している。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年3月には、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が制定され、高齢者向け住宅の供給促進策である高齢者向け優良賃貸住宅制度の法定事業化、高齢者円滑入居賃貸住宅制度が創設された。 ・都は、平成22年9月、「高齢者の居住安定確保プラン」を策定し、高齢者の居住の安定確保に向け、高齢者向けケア付き賃貸住宅の供給促進や高齢者の入居の円滑化等を行うこととしている。 ・平成23年10月には、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正が施行され、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅制度が廃止され、新たにサービス付き高齢者向け住宅制度が創設された。 ・平成26年12月には、「東京都長期ビジョン」を策定し、平成37年度までにサービス付き高齢者向け住宅等を28,000戸整備する目標を設定した。 	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス付き高齢者向け住宅等 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数 11,229戸 (事業開始：平成23年10月) ・ 東京都高齢者向け優良賃貸住宅等の管理戸数 1,162戸 (事業開始：平成11年度、制度改正：平成23年10月) ・ 高齢者向けの優良な賃貸住宅の管理戸数 5,137戸 ○ 東京シニア円滑入居賃貸住宅の登録戸数 78,089戸 (事業開始：平成22年9月) 	
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅等について、地域包括ケアの考え方を踏まえ、地域住民やまちづくり等へ貢献するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保を図るため、医療や介護サービス等を提供するよう地域密着型サービス事業所等との連携等により供給拡大を図る。 	
問い合わせ先	都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課	電話 03-5320-4947